

平成29年度宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

第1 日時

平成29年10月31日（金）午後2時から午後4時まで

第2 場所

宇都宮地方・家庭裁判所中会議室（新館2階）

第3 出席者

1 委員（敬称略・五十音順）

石松英昭，宇田川幸代，大木一俊，大島誠司，見目明夫，竹内民生，
寺山厚子，福田政人，松原和彦，山田 薫

2 事務局

河合明博（首席家庭裁判所調査官），登坂一敏（首席書記官），小野 昭（事務局長），宮崎浩幸（次席家庭裁判所調査官），扇 一雄（事務局次長），
星正一（訟廷管理官），萩原英子（総務課長），荒井 剛（人事第一係長兼人事第二係長）

第4 議事

1 新任委員の自己紹介（石松委員，大木委員，大島委員，福田委員）

2 裁判所の広報活動に関する意見交換等

(1) 家庭裁判所が扱う制度，手続に関する広報活動について

ア 裁判所からの説明（概要）

(ア) インターネットでの広報活動

- ・ 裁判所ホームページの「家庭裁判所の家事手続案内（宇都宮家庭裁判所）」及び「裁判の話題」の紹介

なお，裁判所ホームページの管理，運用は，基本的には最高裁で行っていますが，宇都宮の裁判所のページについては，宇都宮の裁判所で管理，編集などしています。

- ・ 成年後見制度等の制度を説明した動画の配信（裁判所ホームページのトップページから選択）やDVDの貸出（当庁総務課に申込み，裁判所に取りに来ていただく形で，貸し出しできるDVD等があること）の紹介
なお，宇都宮家庭裁判所で貸し出しているDVD等には，裁判所ホームページで配信していないものもあります。

(イ) リーフレットによる広報活動

リーフレットとその活用方法（裁判所での備置き，市町村，警察，法務局，弁護士会，その他の機関への送付）の紹介

(ウ) 講師派遣の取組み

平成28年5月施行の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨説明及び関係機関の実施する研修会等への講師派遣の取組みの紹介

イ 意見交換

（発言者：□委員長，○委員等，◇オブザーバー，△事務局）

○ 家庭裁判所で貸し出しできるDVD等をすべてウェブサイトにアップすることはできないのですか。その方が利用率は上がるのではないかと思います。

□ ここだけで決められない問題もあるかと思いますので，検討させていただきます。

○ このDVDは弁護士会には渡されていますか。弁護士会にこういうものを渡してもらえば，検討は必要かもしれませんが，弁護士にこういったDVDを貸し出すなり，委員会で見たり，自分たちで自由に見ることも可能かと思います。

△ お渡しはしていません。

○ 裁判所のパンフレットを見ると，とても字が小さく，眺めただけで終わってしまう。それから，皆さんにとっては普通に使われる言葉が，私ども，普通の，法律知識のない者にとっては意外と難しく，そもそも家事調停事

件という言葉自体既に「えっ、事件なの？」という感じで違和感があります。そういった感覚の違いのようなものをできるだけなくして、取っつきやすいパンフレットになるといいと思います。また、法テラスの冊子を見ると、分からないときはここへ電話してくださいなど易しい内容になっており、電話番号も語呂合わせを使ってなじみやすいようにしていて、いいと思いました。そういった配慮も必要かと思います。

△ 事件という言葉については、窓口に来られる方でも驚く方がいらっしゃいます。被告という呼称なども抵抗感を示されることがあり、悪い意味合いはないんですよとご説明したりしますが、確かに分かりやすい言葉でというのは必要かなと思います。

○ 足利支部で、子供の面会交流について争いがある調停の当事者の方に、待っている間に、子供の気持ちをドラマ仕立てにしたようなDVDを見てもらうという利用の仕方をしていて、若い夫婦などは、改めて自分たちがいがみ合っていることで子供がどんな心理状態になるか分かるようです。

○ 本庁や足利以外の支部でも同じように利用しています。その場合は、必ず調査官に立ち会ってもらって、説明しながら見てもらうので、必要がある事案では、調停委員などから裁判官に伝えてもらって、調査命令を出し、空き時間や期日が終わった後、あるいは、次回期日までの間に、そのような形でDVDを見てもらうようにしています。

□ リーフレットの関係では、文字の大きさとか、表現とか、内容にもわたって貴重な御意見をいただきました。何か総務課の方でありますか。

△ リーフレットは最高裁で作られているもので、すぐに直すということはいませんが、機会をとらえて上級庁に伝えるなど検討したいと思います。

□ それぞれお仕事柄、広報の御経験などもあるかと思いますが、御経験を踏まえて何か御意見等ございますか。

○ 広報というのは非常に難しいと思っています。分かりやすさというのは

行政機関でも非常に難しいテーマでして、どうしても専門用語、裁判所で言えば法律の言葉は、一般市民には分かりにくいのだと思います。私自身も家裁に用があってホームページを見たことがあります。知りたいところに行き着けませんでした。私どものホームページがすばらしいかという、それは見る方に御判断は委ねたいと思いますが、常々上の者からも、わたし目線で物を作るな、説明をするなど言われています。要するに、あなた目線、普通に生活している方が一番分かりやすい言葉を使いなさいと昔から教えられていますが、これがなかなかできそうでできませんで、専門用語や呼称というのは非常に表現がしづらいと思います。裁判所で一番苦労されているのは、正しいことを伝えなければいけないというあまり、分かりやすさが多分二の次になっているのかなと思います。私どもの仕事では、それを逆転していかないと、届くべきところに届かないと感じています。もう一つは、誰に向かってそれを伝えるのかということところです。市役所の場合、不特定多数の方、一般の市民の方もありますし、事業者の方もいらっしゃいます。誰にこの情報を届けたいのかということがよく分からないと、伝え方を間違うと思います。多分、市役所に相談に来られる方もどこに相談に行ってもいいか分からないというのがまずあって、先ほどホームページの話もさせていただきましたが、入り方が分からないというのが本当のところなので、入り方から、わたし目線ではなくて、あなた目線で作っていかないと、本当に必要なところに情報が届かないと思います。どんな媒体を使っても構わないと思いますが、そのようなことに気を付けて日常的に仕事をさせていただいているつもりです。それでも分かりづらいうというお叱りは受けていますので、我々も気を引き締めて、本当に分かりやすさを追求しなければいけないと思っています。今、私は保健福祉部におりまして、専門性の高い、例えば保健師とか、獣医師、薬剤師、医師もいらっしゃるのですが、専門用語は、事務職とは言え、同じ部署の私が

聞いていても分からないのです。それを、普通に生活している方が分かるかと言ったら、もっと分からないと思いますので、そういうところは、どうすれば分かりやすいか、伝わるかということ、私自身、気にして担当しております。

□ 貴重なお話をお伺いしました。今おっしゃった、入りにくかったというのは、どこがどう入りにくかったのでしょうか。

○ そもそも分かりませんでした。どのように調べたら分かるのかが、多分普通の方も分かりづらいのかなと思います。

△ トップページからどういう順番で進んでいけばいいかは、なかなか難しいかもしれないですね。

□ どうもありがとうございました。今後とも、使いやすいように工夫を重ねてまいりたいと思います。

(2) 裁判所の一般的な広報活動（広報行事、出前講義等）について

ア 裁判所からの説明（概要）

(ア) 裁判所の一般的な広報活動の目的

裁判所の一般的な広報活動の目的は、国民に、裁判所や司法の役割を理解していただくとともに、その担い手である裁判官や裁判所職員の実像を認識していただくことを通じ、裁判所や司法に対する信頼を醸成、強化していくことにあります。家庭裁判所の仕事については、従来から国民の認知度が高くない一方、近年、家庭裁判所が関与する制度の変化により、これまで裁判所を利用することに消極的であった方々にも利用を促していくよう求められている状況にあり、一般広報の必要性、重要性が更に高まっています。また、一般広報は、法制度や社会の中における法の役割などを知っていただく「法教育」の側面も持つことから、次世代を担う若年層に対しても積極的に行っていく必要がありますが、この若年層に対する一般広報は、裁判所や裁判所職員の仕事に関心を持つ

ていただく効果も期待できるため、採用広報にもつながるものと考えています。

(イ) 広報行事等

- ・ 夏休みに行う広報行事に関する企画内容（概ね中学生以上を対象とした模擬少年審判，庁舎見学，職員との座談会），宣伝方法（宇都宮市内の高校，県内の大学，公立図書館へのリーフレットの送付，宇都宮市，鹿沼市，下野市の広報紙及び新聞4紙への掲載依頼等）の説明
- ・ 法の日週間行事に関する企画内容（主に成人を対象とした相続又は成年後見の説明，法廷見学），宣伝方法（市役所，公民館へのリーフレット送付，宇都宮市，鹿沼市，下野市の広報紙及び新聞4紙への掲載依頼）の説明
- ・ 県内の中学等からの申込みに応じて行う裁判所見学や職場体験の説明
- ・ 裁判所全体の取組みとしての，裁判所の仕組みや各種手続について説明する動画の配信やDVDの貸出の紹介

(ウ) 家庭裁判所調査官の行う出前講義

家庭裁判所の手続は，原則として非公開のため，実際に家庭裁判所がどのような機能を担っているのか，どのように手続が進むのかについて，国民の皆様になかなか御理解いただけないところがあり，特に，司法機関としての家庭裁判所，その中における家庭裁判所調査官の存在の大きな特徴については，あまり知られていない実情にあると思います。そこで，家庭裁判所の広報活動の一環として，県内にある大学の法学部，心理学部，教育学部の先生方と相談して，家庭裁判所調査官が出前講義をする機会を設け，学生の皆さんに，家庭裁判所が持つ社会的な役割，家庭裁判所で働く職員の業務の内容などについて説明し，心理学等の学問が実際の実務の現場でどのように活用されているのかをお話ししていま

す。本年度は、大学の、地域社会における心理学の活用に関する授業をお借りして、司法の場での心理学の活用についてお話ししたり、法学部の大学院の授業をお借りして、家庭裁判所の特殊性、特に家庭裁判所調査官制度の意義や役割について説明する予定です。現在は大学への出講だけですが、家庭裁判所の役割をもっと多くの方、特に若い世代の方に知ってもらうためには、高校への出講も検討したいと考えています。

イ 意見交換

(発言者：□委員長，○委員等，◇オブザーバー，△事務局)

- 夏休み特別企画は基本的に8月に設定されているようですが、具体的な日取りを決める際に、メインターゲットの中学、高校生が所属する近隣の中学、高校の主要な行事とかぶらないように配慮する必要もあると思います。大学の場合だと、オープンキャンパスの時期などを決める際に、そういった点を配慮しているいろいろな情報を収集すると聞いたことがあります。
- 行事、特に法の日週間行事に、例えば離婚、成年後見、相続などに具体的にちょっと悩んでいるという人が参加した場合、そこで解決できることもあると思うのですが、それを聞いたことによって、すぐに相談したい、具体的にこういう話を聞いてほしいという人がいるのではないかと思います。仮にそういう人がそれなりの数いるとすると、単に説明して、法廷を見学して終わりではなく、タイアップみたいな形で、いわば相談会みたいなものを一、二時間設けるようにしたらいいのかなと思いました。

それから、出前講義、特に大学、大学院に出前講義に行くときには、あわせて採用活動もした方がいいのではないかと思います。せっかく行くわけですから、可能な限り、こういうことをしています、我々はどういう人です、皆さんもなってみませんかみたいな形でやると、一つの物

語として完結するのかなと思いますので、もしこれまであまり十分にしていなかったのであれば、そこも意識していただければ、採用に関する広報活動の方にも効果があるのではないかと思います。

- 相談会とのセットというのは、どういったイメージでしょうか。
- 単発だとなかなかちょっと来にくいので、いろんな行事と絡めると、どこかにひっかかる人が全部参加するというイメージがあり、そういう視点で行事を組んだらどうかということです。
- 家庭裁判所調査官というのは、私は最初、裁判所にお勤めなので、法律に明るい方がなるのかと思いましたが、心理学を専攻していると聞いて驚きました。でも実際の調停事件の中では、それがすごく役に立つということが実感としてあります。どういうふうに導入したら、いらした方が話し出すかとか、うつ状態の方など、いろいろな状態の方がいらっしゃるので、そういうときも調査官の方に入っていて、私たちでは処理できない部分を上手に調整していただけており、やっぱりこれは役に立つ学問だと実感しています。御相談に見える方は悩んだ挙句に来られるので、ちょっとした言葉で声を荒げたり、泣き出したりするなど、いろいろな場面があるのですが、そういうときに調査官の方に在席していただけて、うまく対応していただくととても助かります。
- 調査官の方でも、励みにしてまた仕事をさせたいと思います。調査官というのも、何をしているか、普通の方はなかなかご存じないのではないかと思います。調査官が大学で何を学んだかは、法律だったり、心理学だったり、社会学、教育学だったり、いろいろな人がいますが、調査官になってからも専門的な知識や学問を学ぶことになっています。
- 子供の精神状態を調査していただくというのもありますね。大事な役割として、子供たちがどういう心理状態にあるかを、親はなかなか本当

のことを話してくれませんので、お子さんの調査をするというのも、確か調査官の方の役割だったかなと思っております。

○ 出前講義に講師として派遣していただくには、どのような条件があるのでしょうか。例えば学校だったら行きますよとか。県内でもいろいろな相談機関の会議などがありますが、皆さん、何かもめたことでもなければ裁判所とは縁がないという認識の方が多く、調停制度についてもよく理解されていないと時々聞きますので、そういった会議とか研修などにも要請すれば来てもらえるのでしょうか。

△ 私の方で説明したのは、大学の枠を借りてお邪魔するもので、より一般的に裁判所の広報としてであれば、総務課に御相談をいただいて、その中で調査官を派遣した方が良いということであれば、お受けするという形になると思います。

△ 講演会などに講師を派遣する場合、利益の出る有料の講演会などには、裁判所は講師を送りにくいこともあります。制約がある場合もありますので、大学以外の団体で検討されるような場合には、まず総務課に御相談いただければと思います。

□ 説明の中で法教育というのがありました。これは、次世代あるいはその次の世代といいますか、将来世代に対して、法律なり司法の仕組み等を理解していただく活動の一つかと思います。その関係では、弁護士会あるいは検察庁の方で、何か御紹介いただけますか。

○ 弁護士会では、中学生を対象に、夏休みが多いのですが、ジュニアロースクールというものをずっと実施しています。一定のテーマやトラブルなどを何組かに分けて討論させて、違った立場、いろんな立場の役を演じさせて、いろいろな立場からその問題を検討させるということをしています。例えば、近くにコンビニができて、夜明るくてうるさいとか、ああ便利だねとか、そういった問題をどうやって解決していくかといっ

たことを取り上げたことがありました。例年そういったことをしているほか、出前講義もしています。

そのほかに、裁判所と違うところでは、例えば過労死問題だったら、労働法というのはこういうものだとか、ブラック企業に雇われないためとか、いろいろな委員会が、法教育とはまた別の立場で、いろいろな法律について講義をしています。消費者委員会であれば、消費者教育ということで、悪徳業者にだまされないためとか、刑事弁護委員会であれば、裁判員裁判の仕組みとか、そういったこともしています。

- ジュニアロースクールは、参加者は何人くらいですか。
- 多くて四、五十人くらいを、幾つかのグループに分けて行っていると思います。
- 先ほど御指摘があったところからすると、裁判所の行事をするときには、かぶらないようにしなければなりませんね。
- 多分また別だと思います。今言ったような討論をさせますので、裁判所の広報とは違い、相手の身になって考えるとか、そういった基本的なことをしていただくということになると思います。
- 私はあまり広報に携わることはないのですが、私が把握している限りということになります。検察庁の方では、例えば、中学校に検察官を派遣して、実際検察官というのはどういう仕事をしているかとか、どういうことを考えて仕事をしているかということの中学生に教えるということをしています。その過程で、必要最小限の範囲で、手続の流れとかを、難しい言葉を使わないよう気を付けて説明しているということを知っています。私自身は、職業体験ということで中学生が来たときに、実際に私が担当していた裁判の公判のときに傍聴席に来てもらって、実際に1日のスケジュールについて確認したり、ここはこういう問題があってこのように進んでいくとか、裁判所ではこういう手続があってこの

ように進んでいくということを話した後に、質問を聞くようにして、実際に検事というのはどういう仕事をしているのかを分かっていたくように話す機会がありました。警察というの、ニュースとかでもよく見るので分かりやすいのですが、検事というの、何をしているのか、そもそもそういう人がいるのかということ、中学生ぐらいの人が思うのは結構普通なこととして、まず検事というの警察と一緒に捜査して、証拠と言っても分からないので、どういうことが本当にあったのか検討して、悪いことをしたのだったらしっかり処分をするということを説明するということがありますが、やはり分かっていたくのは結構難しく、かなり時間を多目にとるようにして対応するようにしています。

□ どうもありがとうございました。法教育という意味も含め、検察庁、弁護士会ではインターンシップを受け入れておられる、小学生、中学生を受け入れたり、経験まではいかないのかもしれませんが、実際の仕事を見てもらって、それぞれ法曹がどのような仕事をしているかを分かっていたく取組みもしているようです。ほかに何か御意見はございますか。

○ 先ほど出前講義のところ、高校については今後の課題というお話でしたが、今まで高校について行ってこなかったのは、マンパワーの問題ですか。

△ それもありますが、やはり大学生の場合の方が、心理学、教育学など分かれているところで、調査官が入りやすかったというのがあると思います。若いときから関心を持っていただいた方がいいというのは、みんな認識が一致していますので、そういう話を聞いてみたいというお声をかけていただければ、積極的に行けると思います。

○ 平成28年度ベースで、実際に出前講義は大体何件くらいですか。また、それは全部大学ですか。

△ 3件か4件で、大学と大学院があります。

○ 私の予想だと、高校まで間口を広げたとしてもそれほど増えないと思うので、是非高校生に出前講義する機会があれば受けていただけたらいいなと個人的には思っています。

○ たまたま目にした記事で、中学生に法教育の輪を広げる一環として、弁護士さんが13歳の自律教室というのを開いて、どのようなことがいじめになるのか、その中に法にも触れるものもあるのだぞといったことを中学生に話をして、子供たちにとっても好評だったというものがありました。いじめとか非行の問題はずっと続いています。法教育を通じて悩んでいる子供たちが、親や先生、友人以外に相談できる弁護士という法律の専門家がいると知るとは、とても大切なのではないかと、自分の中で出口がなくて死を選びそうになったときに、電話などで、弁護士さんから解決の糸口をもらって救われる子もいるのではないかと思います。法教育というのは本当に難しい言葉ですが、中学生にでも形を変えればできるものだと感じました。

□ ありがとうございます。これは裁判所だけではなく、法曹それぞれの立場の課題かなと思います。

(3) 裁判所職員の採用に関する広報活動について

ア 裁判所からの説明（概要）

(ア) 裁判所職員の採用に関する現状と課題

裁判所職員の採用試験の申込者数が概ね減少傾向にあること、特に家庭裁判所調査官については、少年事件における教育的措置、家事事件における子供の福祉への配慮等、職務の重要性や国民の期待が高まっているにもかかわらず、申込者数が減少を続けていること等につき、説明

(イ) 宇都宮地家裁における取組み等

- ・ 大学に出向いて行う業務説明会

平成28年度、宇都宮地家裁では、二つの大学で業務説明会を実施し、宣伝方法として、大学の方から学生への直接メール送信、大学のフェイスブックへの投稿等をしていただいた例があります。実施上の工夫としては、学生に近い年齢の職員を派遣し、リーフレットやパワーポイントを使いながら、職務の専門性、社会貢献、地域貢献、働きやすさの点を中心に説明を行いました。なお、説明会以外にも学生の団体が裁判傍聴に来られた際に、傍聴後の時間を利用して、裁判所の職員の仕事を知ってもらう機会を設けています。

また、今年度からは、東京の裁判所が都内の主要大学で行う業務説明会に、当庁などから当該大学出身の職員を派遣して、地方庁で働く魅力などをアピールし、地方出身の学生のUターン就職を狙う取り組みも行っています。

- ・ 裁判所で行う採用説明会

宇都宮地家裁では、平成28年度に初めて実施し、裁判所事務官、家庭裁判所調査官補の採用試験や仕事内容の説明のほか、庁舎見学、職員との交流会を行いました。本年度も平成30年3月に、昨年度の内容に、業務体験の要素を組み入れた内容で実施する予定です。

- ・ 最高裁判所の取り組み

最高裁判所では、今年度から各裁判所で行われる業務説明会と採用説明会の情報をフェイスブック上に掲載したほか、就職情報サイトリクナビ2019上において、裁判所の概要などを紹介するウェブセミナーを配信したりするなどして、裁判所職員を目指していない学生にも目にとまるよう情報発信に力を入れています。

- ・ 高校生へのアピール

宇都宮のような地方庁では、早い段階で、将来、裁判所で働くという選択肢を持ってもらうことも重要と考えています。特に家庭裁判所

調査官補の採用試験については、他の公務員試験と異なり、心理学や教育学等の人間関係諸科学が受験科目に含まれており、大学の学部を選択する段階から、これらの科目を学ぶ意識を持ってもらいたいからです。高校生を対象とした業務説明会を実施し、卒業生などを派遣して、地元の裁判所で働くことについて十分なアピールを行うことを検討していかなければいけないと考えています。

イ 意見交換

(発言者：□委員長，○委員等，◇オブザーバー，△事務局)

□ 出前講義とリクルートの関係で、何か追加はありますか。

△ 出前講義の際にお時間をいただけるようであれば、採用広報的な説明を加えさせていただくことがあります。出前講義自体は、主に調査官の仕事の関係で行ってきていますが、その場合にも書記官、事務官についての説明を加えさせていただくこともあると思います。

○ 宇都宮地家裁では、毎年どのぐらいの方が採用されるのですか。

△ 年によって違いますが、近年は、県内全体で多くても10人は行かないというところですか。

○ かなり競争率が激しいということですね。

△ 試験の合格率の関係ですと、結構難しい試験だと聞いています。

○ 社会人の方ですと大体何歳ぐらいまでの方が受験可能なのですか。

△ 試験の区分にもよりますが、30歳で受験できるものもございます。

○ 県内出身者があってほしいという話がありましたが、裁判所を見ると大体3年から4年で転勤してしまうので、県内出身者が採用されても結局出てしまうのではないかとも思います。県内出身者が宇都宮の裁判所にいることのメリットは何でしょうか。また、県内出身者がいないのは好ましくないということであれば、その辺りを改めないと良い状態にはならないのではないのでしょうか。

△ 確かに国家公務員ですので、県外へ出ることはありますが、実態から言いますと、ここで採用された方は、基本的には、本人が希望しない限り、大体管理職になる手前までは県内で勤めるということが多いです。本人が高裁なり最高裁での勤務を希望するような場合には、能力も合わせて見た上で、転勤ということもありますが、そういった希望がなければ、基本的に、書記官であれば主任書記官という最初の管理職員になるまでは県内で異動するというのが、おおよその実態です。そういうことで、栃木県で生まれ育った方については、こちらの裁判所で少なくとも十何年ぐらいいてもらい、また、管理職になってもここにいることもできますし、また他の庁での経験を積んで戻ってくることもできますので、ここをベースに異動はできるかなと思っております。

△ 調査官の場合は全国異動になりますので、そうはいきませんが。

○ 要するに地元の人はいろんな地元の状況も分かってよろしいという、書記官業務とか事務官業務をするのにも、ということですよ。

△ それと、実情を申しますと、ここにいる管理職はほとんど県外から来ておりますし、管内の若い主任書記官層も県外の方が多いのですが、ちょうど主任書記官になるのは子育て世代で、裁判所職員は今、女性比率もかなり高くなっており、なかなか単身赴任や遠方への転勤ができない場合も多く、東京などに住んでいる方もそこから出られないことが多いので、やはり地元で人間を育てていかないと、こちらでの管理職が枯渇していくのではないかという危機感を持っております。

□ 広くいい人材を確保するということは、多分どこでも今は御苦心、御苦勞されているのではないかと思います。送り出す側としては大学が一つの給源になるところですが、いかがでしょうか。

○ 問題は多分、裾野を広げるということと、あと合格者を出すということですが、裁判所としてはまず裾野を広げなければ話にならないという

ことだと思えます。その点、県内の大学からの家庭裁判所調査官補の申込者がゼロというのは、全国異動であるということを考えてとしても、家庭裁判所調査官あるいは調査官補の場合には、教育学、心理学、社会学、それから法律学等々のさまざまな専門知識を持った人になることが、試験科目上予定されており、県内で見れば、白鷗大学には法学部と教育学部が、宇都宮大学にも教育学部が、その他の大学にも同様の学部学科があると思えますので、ここは広報のしがいがあるところかなとは思えます。

宇都宮大学で説明会をするときは、他の公務員と合同の説明会だということ、合同だとなかなか人が来ないのではないかと予想しますが、どうしてそういう形でしているのですか。

△ 宇都宮大学の方から、公務員の合同説明会があるので、というお声を毎年いただいて、実施させていただいている状況です。

○ 例えば県庁だけの説明会とか、もし単独でもしているのであれば、せっかく教育学部があるのですから、受験者層を広げるという意味で、裁判所もそこは踏み込んでいかないと、ゼロが1にはならないのかなと思いました。

また、本庁で開催される採用に関する説明会について、今後は業務体験を含めていこうというお話でしたが、ここでいう業務体験というのは具体的にどういうことを想定されているのですか。

△ 計画中で、まだ具体的には決まっていないのですが、他庁の例などを見ますと、模擬の裁判なり模擬の事例を基にして、調書を作成してもらったりしているようです。

○ 想定されている業務内容は、事務官系ということですか。

△ はい。調査官については、東京でインターンシップを実施しています。

△ 調査官についてのインターンシップは、高裁所在地の家庭裁判所でそ

れぞれ実施しており、長いところでは3日間ぐらいのインターンシップを行っています。

△ まだ始まったばかりで、今のところは高裁所在地の裁判所で行っていますが、いずれは全国のそれぞれの庁に広がっていくのだろうと思っています。

□ 先ほどの説明の中で地元の方を多く採りたいという話もありましたが、そういう関係では、宇都宮市も、同じようなことで取組みをしておられるのかどうかも含め、何か御紹介いただけませんか。

○ 私自身は採用担当の経験はなく、詳細まではお伝えし切れませんが、ほぼ実施している内容、手法は同じです。インターンシップは、夏休みの頃に、1週間から10日ぐらいやっています。それと、最近は3月の末にインターンシップとは別に、採用二、三年ぐらいの若手職員が座長を務めるような感じでグループワークをして、どんな仕事をしているのかという説明会を、数年前から始めていたと思います。

興味を持っていただけるかどうかというのが、まずスタートラインにあると思うのですが、多分、市役所や県庁は、特定の資格職は別として、事務職だと大体は採用があるので、採用試験があるのが定着していて、広報紙とかホームページに載せれば、希望する学生さんは比較的あるというのが実態なのかなと思います。それに対して、法曹の業界だと、採用されるかどうかはまず分からないというところがあるのかなとちょっと感じます。あとは待遇面でどれだけ初任給が違うとか、そういうことって意外と重要で、例えば転勤については、私どもは、時々人事交流で国の機関に行ったりもしますが、基本的には市内しかありません。県庁の場合は、東京事務所がありますが、基本的には県内です。そういう中で、同じ給料だったらどっちを選ぶのかという見方は、すごく意欲的な学生さんとかは別として、一般的な就職先の考え方としてはあるのかな

と思います。そういう意味ではなかなか選択していただけないというところがあるのかもしれませんが。また、我々からすると、今、県外から採用されて職員になっている方も結構増えてきていますけれども、どうしても宇都宮市民が多いので、それがいいのか悪いのかというのはちょっとまた感覚としては微妙な時代に入ってきているのかなと、個人的には思います。どうしても勤めやすさというのは、市内に住んでいれば市内の事業所に行くのが一番勤めやすいと思いますので、それは致し方ないのかなとは思いますが。

実施している内容はほとんど同じなのかなとは思っています。ただ、資格職の方はどうしても事務職より集まりづらいのは傾向として否めないと思います。特に景気が良くなると、実際に同じ例えば獣医師の資格を持っていて、自分で開業医になることもできたり、民間に行くこともできたりするのに、毎年同じぐらいの給与水準の公的職場を選ぶかといったらどうなのかということです。いろいろな条件がありますが、景気が良くなると、大体一般的には資格職の希望者が減る傾向にはあって、多分県庁も同じだと思いますが、厳しい時代に入ってきてつつあるのかもしれない。

- 多分県庁とか市役所とか、そういう公務員については、仕事が「見える」のだと思います。また、裁判官とか検察官とか弁護士というのは、ドラマとかがあって、大体何をやるのか、それが正確かどうかはともかく、何となくイメージできますが、裁判所の中で働いている事務官、書記官、調査官については、ドラマにもあまりならないというのもあるかもしれませんが、やっぱり分からないですね。公務員になります、というときに思い浮かばないという人が結構いて、そこが多分、決定的に市や県の公務員とは違うのかなと思います。そうだとすると、かなり地道な作業になるとと思いますが、やはり、こういう人が頑張っている

ますということをお願いし続けて、まず認知してもらおうということでしょう。例えば高校生にそういう話をして、認知してもらおうと、中にはそういう仕事があるなら、心理学を勉強して調査官になろうかなとか、あるいは法律を勉強して最終的に書記官になろうかなという人が出てくるかなという感じだと思うので、まず認知度を高めていくというところから始めないとだめかなと、今お話を聞いていて思いました。大学でも、僕の持っている授業では、こういう職種があるよという話をすることがありますが、やはりメインは裁判官であったり、検察官、弁護士だったり、申し訳ないけれど、そこら辺は大学としてもなかなかその存在を広く知らしめられないところでは。

- 裁判所職員は、簡易裁判所判事という裁く立場にもなり得るということも、ぜひ広報したほうがいいのではないのでしょうか。最近若い簡易裁判所判事が宇都宮の簡易裁判所に来ているような感じがしていて、結構早いうちになれるのではないのでしょうか。
- やはり職種を探すときに、将来どのように進んでいくかというところは結構意識している方がいて、先ほどの給料の関係とかも関係してしまうと思いますが、最終的にどういうところになれるのかとか、どのようなことができるのかということに結構重きを置いている方がいます。私の友人が公務員を受けていますが、やはり裁判所の事務官になって、書記官になって、その後は簡易裁判所の裁判官も目指せるというところもかなり意識した話を聞いたことがありましたので、やっぱり就職説明会のところでも、最終的にはこういう職員にもなれますとか、こういう仕事もできますよというところも、アピールポイントにはなるのではないかなと思います。
- お二方からは、裁判所職員になって、将来どのようになるかということもよく知れた方がいいというお話でした。県のお話も出ましたが、

何かございますか。

- 私も人事担当はあまりやったことがありませんが、先ほど市の方からお話があったような形で、インターンシップなど、いろいろ採用に関して実施しているところですよ。実は、私は東京事務所にいた経験がありまして、先ほど裁判所も東京の方でも行っているという話がありましたが、県の方でも、東京事務所の会議室等を借りて、年何回か、地元出身の大学生を集めた説明会なども実施しておりますので、場合によっては、そのようなときにタイアップするというのも考えられるのかなと思います。ただ、休みの日なので、その辺りがどうかとは思いますが。
- 地元の方というのは、民間の企業と競合するでしょうし、公務員同士で競合したり、志望してこられる方を見ても、地元や国家公務員など、いくつか受験している方が多いですが。
- 多分10年間くらいは、宇都宮市と県は日がだぶっています。
- そうですね。随分前から同じ日にやっていますね。
- そういうこともありますので、場合によっては、裁判所は別の日にやるのもいいかなと。
- 人口が減っている上、今は好景気で、おそらく民間が人気があって、給料の面では、公務員は決まっておりますし、加えて、今は終身雇用という頭で将来賃金を考えないかもしれないので、取りあえず良いところにということが学生側にあるかもしれません。公務員のリクルート活動をする上では、今いろいろな制約がある中で、広報をいかにうまくして、より広く良い人材を集めるかということも、またお知恵を拝借しながら進めていきたいと思っています。裁判所は、公務員の中でも、男女問わず働きやすい職場だと思っています。女性比率も高く、家庭裁判所調査官は、若い層では7割近くが女性になるというところですので、さっきのお話にもありましたが、実際見ていただくのが本当はいいのかもしれない。

本日は貴重な御意見をたくさんいただきまして、広報活動には更に工夫すべき点が多くあると思います。この御意見を反映してまた改善に努めてまいりたいと思います。

3 次回のテーマ

「家事調停～子どもをめぐる事件を中心として～」とする。

4 次回期日

平成30年6月12日（火）午後2時から4時まで

以 上